

## 他都道府県の景観施策概要

### 【北海道・東北の景観施策概要】

	全県的な景観形成の方向性の提示	公共事業の推進	景観形成への誘導	
			条例	条例に基づく手続き内容
北海道			○北海道美しい景観のくにづくり条例 (H13.10)	
青森	○景観計画策定 (H18.4)	○公共事業景観形成基準 (H9.2) ○公共事業景観形成基準ガイドプラン (H9.3)	○青森県景観条例 (H8.3, H18.4 改正)	○大規模行為の届出制 ○景観形成審議会 ○景観形成住民協定の認定 ○ふるさと眺望点の指定
岩手		○公共事業等景観形成指針	○岩手の景観の保全と創造に関する条例 (H5.10)	○景観形成重点地域の指定 ○大規模建築等行為届出制 ○景観形成審議委員会
宮城	○景観形成指針 (H10.3)	○公共サイン設置指針案 (H7.3)		
秋田	○景観保全基本方針 (H5.9)	○公共事業等景観保全基準 (H5.12)	○秋田県の景観を守る条例 (H5.4)	○景観保全審議会 ○届出行為景観保全基準 ○道路等の境界線から200m以内の沿線等における行為の届出
山形	○県土景観ガイドプラン策定 (H7.6)	○公共事業等景観形成指針 (H12.4) ○公共施設等色彩デザインマニュアル (H12.1)	-	
福島	○景観形成基本方針 (H10.10)	○公共事業等景観形成指針 (H10)	○福島県景観条例 (H10.3)	○景観形成重点地域の指定 ○大規模建築等行為届出制 ○景観審議会 ○優良景観形成住民協定の認定 ○特定事業者景観形成協定の締結

	市町村への支援	普及啓発	体制の確立	その他
北海道		<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観情報受付窓口設置</li> <li>○景観情報誌「彩」の発行</li> </ul>		○市町村の申し出により広域景観づくり推進地域を指定
青森	○景観づくりの手引き作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校景観デザインコンテスト</li> <li>○景観学習副読本の配布</li> <li>○景観学習教室の開催</li> <li>○地域景観づくりリーダー養成研修会（景観人講座）～H15まで</li> <li>○景観67選（1市町村1選）</li> <li>○景観アドバイザー派遣制度</li> <li>○景観ホームページの充実</li> </ul>	○景観形成推進連絡会議（庁内調整機関）	○自治体職員色彩研修会
岩手	○地域の景観点検事業費補助（モデル事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観シンポジウム</li> <li>○景観セミナー</li> <li>○いわての残したい景観の公募（順番をつけずデータベース化しHPで公開）</li> <li>○景観教室（資材提供・アドバイザー派遣（未実施））</li> </ul>	○景観まちづくり支援隊（庁内調整機関）	
宮城		○みやぎ蔵王三十六景	○景観形成庁内連絡会議	
秋田				
山形		<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観事例集発行（H13）</li> <li>○新潟・福島・山形三県景観フォーラム</li> <li>○田園景観フォーラム</li> </ul>	○公共事業の景観適合システム（H12.4）	○景観検討委員会で検討中（H17.3～）
福島	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域サイン計画策定補助（景観形成重点地域を対象として関係市町村が行う広域サイン計画の策定等を支援）</li> <li>○景観形成補助（県民・事業者が行う措置を支援，補助率1/2，補助限度額2,500千円）</li> <li>①修景要請に基づいて実施する修景措置</li> <li>②優良景観形成住民協定に基づいて実施する修景措置</li> <li>③特定事業者景観形成協定に基づいて実施する修景措置</li> <li>○広域サイン計画市町村サイン整備補助（補助率1/2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観セミナー</li> <li>○景観情報誌「景」の発行</li> <li>○景観サポーター制度</li> <li>○新潟・山形・福島三県共同景観フォーラム</li> <li>○景観アドバイザー制度</li> <li>○「磐梯山・猪苗代湖・裏磐梯の思い出に残る風景」作文コンクール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成推進庁内連絡会議</li> <li>○景観行政連絡会議（国・県・市町村・公団等）</li> <li>○景観形成重点地域関係市町村連絡会（県・関係市町村）</li> </ul>	



## 都道府県景観条例の制定状況

都道府県名	施行年	条例名	条例の内容						
			景観形成基本方針	ゾーニング土地利用規制(景観形成地域など)	一般地域大規模行為規制	公共事業の配慮	市町村等援助	協定制度	審議会
※ 北海道	H13	北海道美しい景観のくにづくり条例	○	○(広域景観づくり推進地域)		○			○
※ 青森	H8	青森県景観条例(H18改正)	○	○	○	○	○	○	○
岩手	H5	岩手の景観の保全と創造に関する条例	○	○	○	○	○	○	○
宮城									
秋田	H5	秋田県の景観を守る条例	○	○(沿道・沿線地域)		○	○		○
山形									
※ 福島	H10	福島県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
※ 茨城	H6	茨城県景観形成条例(H17改正)	○	○	○	○	○	○	○
栃木	H15	栃木県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
群馬	H5	群馬県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
埼玉	H1	埼玉県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
千葉									
東京	H9	東京都景観条例	○	○(景観基本軸)	○	○	○		○
	H15	東京のしゃれた街並みづくり推進条例		○				○	○
神奈川									
山梨	H2	山梨県景観条例	○	○	○	○		○	○
※ 長野	H16	長野県景観条例(改正案景観法委任条例部分含む)		○(景観計画区域, 景観育成重点地域, 景観育成特定地区)	○	○		○	○
新潟									
富山	H14	富山県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
石川	H5	石川県景観条例	○	○			○	○	○
※ 岐阜	H17	岐阜県景観基本条例	○			○			○
静岡									
愛知									
三重									
福井									
滋賀	S59	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	○	○(琵琶湖景観形成地域, 琵琶湖景観形成特別地区)	○	○	○	○	○
京都									
大阪	H10	大阪府景観条例	○	○(美観誘導区域含む)		○			
兵庫	H5	景観の形成等に関する条例	○	○(景観形成地区, 風景形成地域, 星空景観形成地域)	○	○		○	
奈良									
和歌山									
鳥取	H5	鳥取県景観形成条例	○	○	○	○			○
島根	H3	ふるさと島根の景観づくり条例		○	○	○	○	○	○
岡山	S63	岡山県景観条例	○	○	○	○		○	
広島	H3	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	○	○	○	○	○	○	○
※ 山口	H18	山口県景観条例	○			○			
徳島									
香川									
愛媛									
高知									
福岡	H12	福岡県美しいまちづくり条例	○					○	
佐賀									
長崎	H15	長崎県美しいまちづくり推進条例	○					○	○
熊本	S62	熊本県景観条例	○	○(特定施設届出地区等)	○	○	○	○	○
大分	S63	大分県沿道の景観保全等に関する条例	○	○(沿道景観保全地区等)		○			○
宮崎	S44	宮崎県沿道修景美化条例		○(沿道自然景観地区等)			○		○
鹿児島									
沖縄	H6	沖縄県景観形成条例	○	○	○	○		○	○
合計		29	26	24	19	25	17	19	23

景観法委任部分を含む条例  
土地利用規制のない条例

※景観法施行後の条例制定